

新居浜市
第3期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

概 要 版

令和3年3月

愛媛県 新居浜市

総論

計画策定の趣旨

本市では、平成27年に「新居浜市第2期障がい者計画」を、平成30年に「新居浜市第5期障がい福祉計画・新居浜市第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

他方で、各計画期間中においてさまざまな法令や制度改正が行われています。

各種の改正内容に対応するとともに、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、総合的、計画的に各種施策を進めるため、令和3年度から5年間の「新居浜市第3期障がい者計画」、3年間の「新居浜市第6期障がい福祉計画・新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指すことを目的として策定したものです。

計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			第3期障がい者計画					
			第6期障がい福祉計画					
			第2期障がい児福祉計画					
第2期障がい者計画								
第5期障がい福祉計画								
第1期障がい児福祉計画								

計画の位置付け

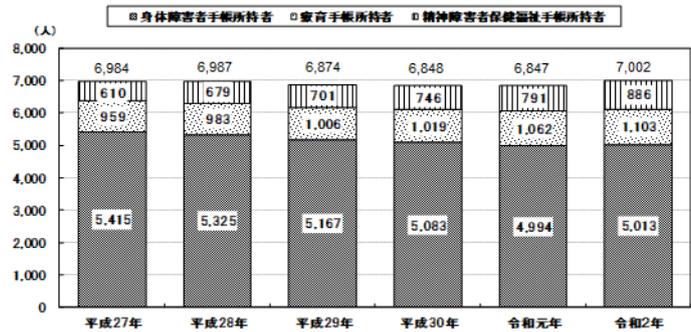
「新居浜市第3期障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「新居浜市第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

「新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

障害者手帳所持者数の推移

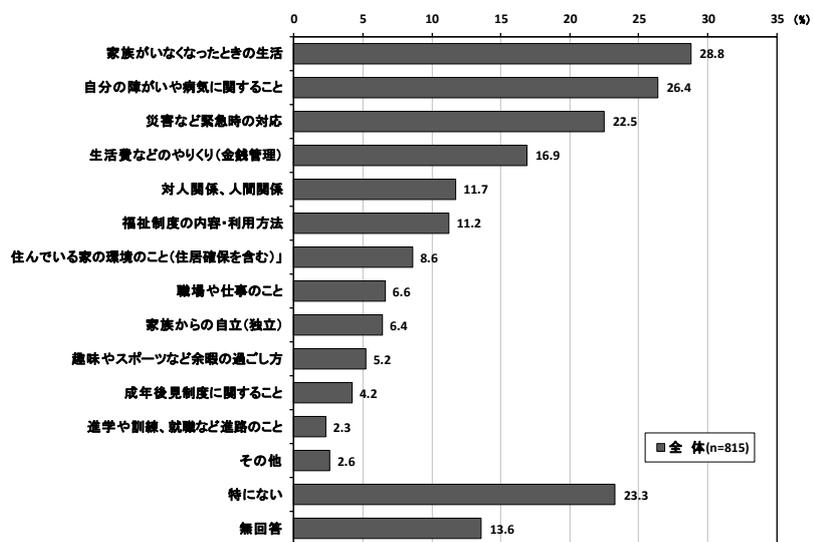
本市における障害者手帳所持者数は、知的障がい者、精神障がい者の増加が顕著となっています。



アンケート調査について～

■ 今、悩んでいることや、わからずに困っていること ■

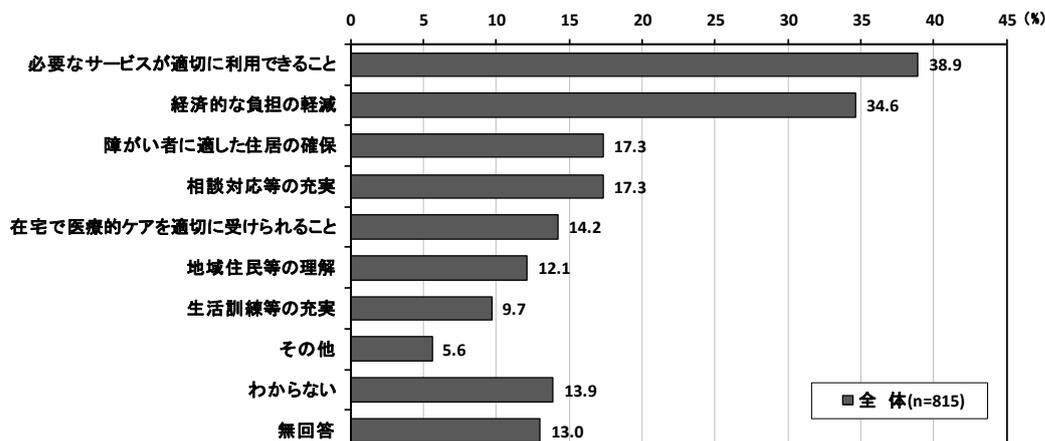
悩んでいることや困っていることとしては、「家族がいなくなったときの生活」が28.8%と最も多くなっています。次いで「自分の障がいや病気に関すること」、「災害など緊急時の対応」、「生活費などのやりくり(金銭管理)」となっています。障がい種別でみると、精神障がいのある人では「対人関係、人間関係」の回答が40.8%と突出しています。



■ 地域で生活するために必要な支援 ■

地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」(38.9%)、「経済的な負担の軽減」(34.6%)の2つが多くなっています。

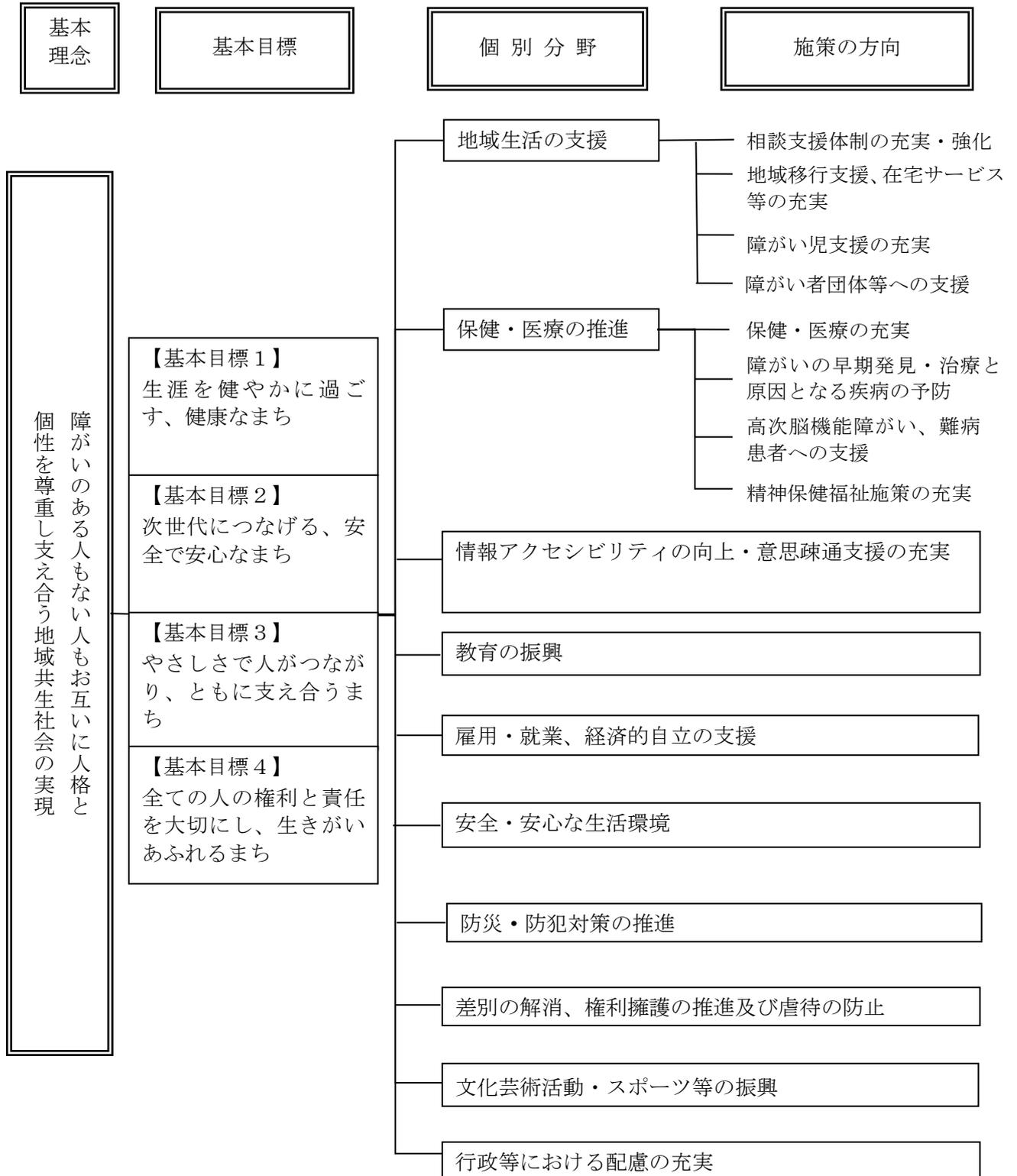
年齢別にみると、「必要なサービスが適切に利用できること」は20歳代以下(51.0%)、「経済的な負担の軽減」は20歳代以下(58.8%)、30歳代(50.0%)と半数以上が上げています。



第3期障がい者計画

施策の体系

本計画は、障がいのある人に関する行政施策等を 10 分野に区分しました。それぞれの分野における施策の体系は以下のとおりです。



第6期障がい福祉計画

令和5年度に向けた成果目標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市における、令和元年度末の施設入所者数は、174人となっています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行の数値目標としては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末時点の入所者数を171人とし、施設入居者の削減割合を1.7%と定めます。

また、計画期間中の地域生活移行数を11人とし、地域生活への移行割合は6.3%と定めます。

年度末時点入所者数		【目標値】令和5年度		【目標値】令和5年度	
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)	削減見込 (A-B)	削減割合 (A-B)/(A)	地域生活 移行者数(C)	移行割合 (C)/(A)
(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
174	171	3	1.7	11	6.3

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療(精神科)	5人	5人	5人
	医療(以外)	0人	0人	0人
	介護	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族 その他	0人 6人	0人 6人	0人 6人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	6回	6回	6回
	評価	6回	6回	6回
精神障がい者の地域移行支援		2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援		4人	5人	6人
精神障がい者の共同生活援助		20人	20人	20人
精神障がい者の自立生活援助		0人	1人	2人

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上を整備することを基本とするとされており、専門的人材の養成、確保を図って、令和5年度から事業を開始します。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、以下の国の基本指針を踏まえて、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を、次のように設定します。

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業		(3)就労継続支援A型事業	
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)
11	14	3	4	3	4

(4)就労継続支援B型事業		(5)就労定着支援事業利用者数	(6)就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (%)	【目標値】 令和5年度 (%)
5	6	70	70

成果目標5 相談体制の充実強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応するための相談支援体制の充実強化を図ります。

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	3	3
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

成果目標6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

地域課題を新居浜市障がい者自立支援協議会において、抽出し、実現に向けて行政と障がい福祉サービス事業所との連携を図り、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12	12	12

第2期障がい児福祉計画

令和5年度に向けた成果目標（障害児福祉計画）

●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの令和5年度末までの設置検討を進めます。

なお、本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

●難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

県が計画に盛り込む聴覚障がい児を含む難聴児への支援体制と連携した支援を行います。

●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、重症心身障がい児が利用する児童発達支援及び放課後等デイサービスの体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市では、医療的ケア児の適切な支援についての協議を行う場として、医療的ケア児等支援協議会を設置しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの複数配置も行っており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

医療機器や医療行為を伴う介助が必要であるという特殊性により、短期入所サービスや災害発生時支援が整備できていないため、対象者の状況や実態の把握を進めるとともに関係機関の協力による支援体制構築を進めます。

計画の推進体制

計画推進に向けた基本的取組方針

●障がい者への理解と社会参加の促進のための取組方針及び主な取組内容

- ・「ノーマライゼーション」理念の普及啓発と地域共生社会構築を推進します。
- ・移動、コミュニケーション確保等に対する支援を推進します。
- ・就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。

●障がい福祉サービスの充実のための取組方針及び主な取組内容

- ・障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。
- ・障がい者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・障がい者団体等への支援を行います。

●地域生活の支援体制の充実のための取組方針及び主な取組内容

- ・障がい者（児）の健康づくりを推進します。
- ・相談支援体制の充実強化を図ります。
- ・障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。

計画の推進体制

●新居浜市障がい者自立支援協議会及び部会等の活動の推進

- ・新居浜市障がい者自立支援協議会
- ・専門部会等

●総合的な相談支援体制の構築

- ・相談支援体制の構築

●就労支援及び一般就労移行等の推進

●障がい児支援の提供体制の充実

- ・早期発見・早期療育、児童発達支援のための体制の構築
- ・医療的ケア児等支援の体制の構築

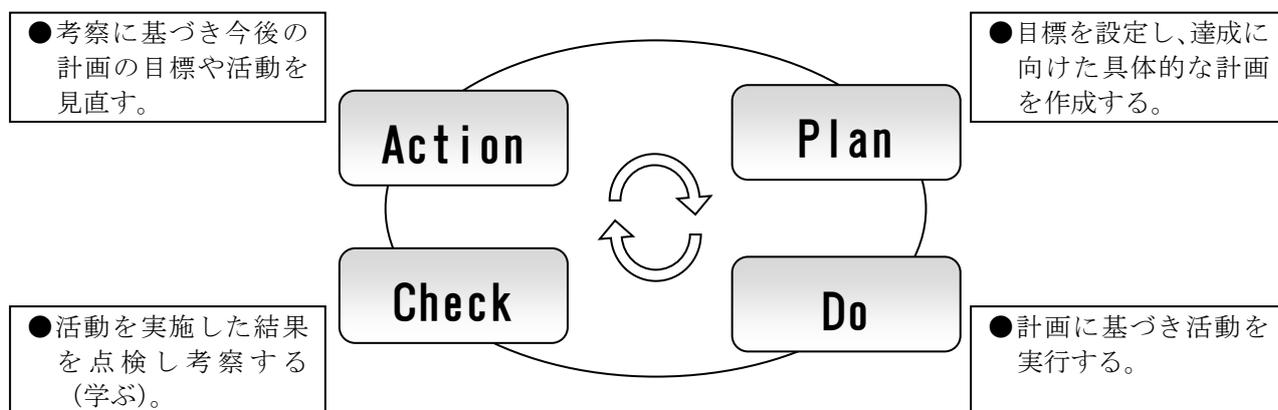
●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●地域生活支援拠点の構築

●計画の周知

計画の進行管理

【PDCAサイクルのイメージ】



新居浜市第3期障がい者計画

新居浜市第6期障がい福祉計画

新居浜市第2期障がい児福祉計画【概要版】

発行：愛媛県 新居浜市 福祉部 地域福祉課

Tel：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

発行年月：令和3年3月